

漁業の透明性とは何でしょうか。 なぜそれが重要なのでしょうか。

漁業関連の情報、活動、意思決定における透明性と説明責任の欠如が、水産業者の管理不徹底、違法操業、人権侵害・強制労働、資源と付随する利益へのアクセスの不平等、不正・腐敗を引き起こしています。結果として、乱獲が横行し、生活が不安定になり、沿岸地域に食糧不安が生じ、漁業従事者の安全が脅かされています。

漁業の透明性は、持続可能で健全な漁業の支援、沿岸地域の繁栄の維持、船舶乗組員の保護、効果的なガバナンスの促進を図るための手段です。この場合、**透明性は**、正確な漁業情報を自由に入手し、これらの情報に直接アクセスできることを意味します。これにより、漁業部門のガバナンスに関して、十分な情報に基づいた意思決定を下し、積極的な公開討論を行うことが可能になります。

「漁業の透明性を確保するための連合体」は 漁業の透明性をどのように高めているのですか。

世界中で多数の機関やイニシアチブが、すでに透明性の向上に熱心に取り組んでいます。しかし、漁業が持つグローバルな性質や海洋が直面する課題の大きさを考えた場合、全体の効果を最大化するために複数の機関を取りまとめる枠組みが必要です。

「**漁業の透明性を確保するための連合体**」は、各機関の取組みをつなぐとともに、加盟組織がベストプラクティスや教訓を共有し、互いの活動を活かしながら広げ、尚も透明性に欠ける場所で取組みを強化することができるプラットフォームを提供します。

「**漁業の透明性に関する世界憲章**」は、加盟組織が各国政府に漁業の透明性に関する政策改革の実施を促すための枠組みを提供します。

「漁業の透明性を確保するための連合体」は、「世界憲章」を中心に結束し、優先事項の特定、パートナーシップの活用、戦略的な行動計画の共同策定に向けて加盟組織を一つにまとめます。



「漁業の透明性を確保するための連合体 (CFT)」の詳細およびCFTへの加盟については、CFTのホームページをご覧ください。

www.fisheriestransparency.net

本憲章は、漁業の透明性を確保するための連合体（CFT）の加盟組織がアドボカシー活動を行う上で優先すべき事項を、10の原則として定めたものです。これらの原則は、船舶と漁業活動に関する情報を広く公開することによって、違法な漁業行為や人権侵害とは無縁な水産物の確保を目的とした漁業管理枠組みを支えるために、各国によって実施されるべきものです。

各当事者が個々の原則を実施する上で、指針となるものが必要な場合、CFTは、たとえば原則2および9については漁業透明性イニシアチブ（Fisheries Transparency Initiative、FiTI）基準など、世界的に認知されたプロトコルを参考にしよう推奨しています。

各原則は漁業セクター全体を対象とし、産業的漁業に直ちに導入できるように考案されていますが、同時にCFTは、すべての小規模水産業者に実効的に適用できるようにするためには、一部の原則にさらなる修正を加える必要があることも認識しています。


政策原則

船舶情報

1  すべての漁船（運搬船および補給船を含む）に固有の識別番号をつけることを義務付ける。

2  免許、許可、制裁のリストを公開する。

3  船舶の実質的所有者を公開する。

4  漁船による便宜置籍の使用を禁止する。


漁業活動

5  船舶の位置データを公開する。

6  洋上転載を禁止する。または厳しく監視する。

7  漁船から食卓まで水産物のトレーサビリティを義務付ける。

ガバナンスと管理

8  漁船および水産物取引に関する基準を定めた国際協定（国連食糧農業機関（FAO）の「寄港国措置協定」、国際労働機関（ILO）の「労働における基本的原則および権利に関する宣言」ならびに「漁業労働条約（C188）」、国際海事機関（IMO）の「ケープタウン協定」など）を批准する。

9  漁業データへの開かれた公平なアクセス、ならびに漁業管理および意思決定への参加を保証する。

10  漁船乗組員の状況に関するデータを収集し、集計して公表する。